出資法の特例・経過措置導入に反対する緊急会長声明

平成18年9月7日 三重県司法書士会 会長 新谷恒夫

平成18年9月5日、貸金業規制法及び出資法の上限金利の見直しを検討してきた金融庁が自由民主党金融調査会に示した改正原案について、三重県司法書士会は次のとおり声明を発表する。

声明の趣旨

- 1.出資法の上限利率の引下げにあたっては、短期・小口・事業者用融資等、いかなる特例 措置の導入にも反対する。
- 2.法改正後の引下げ利率は、直ちに全て例外なき適用を実現させるべきである。多重債務被害の放置を招く経過期間の設置に反対する。
- 3.利息制限法に関して、法制定時に比較してはるかに低金利となっている市中金利水準と の調整も行わず元本区分の増額のみを行うことは、実質的な制限金利の引き上げとなるの で反対する。

声明の理由

1. 現状について

これまで金融庁は多重債務問題の解決に資するため、グレーゾーン金利を廃止し出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げることを骨子した改正法案の検討を進めてきた。ところが、今般金融庁が自民党に対して示した原案においては、

30万円、半年または50万円、1年の個人融資向けの少額短期特例及び500万円、 3ヶ月の少額短期・事業者用融資の特例としていずれも上限年28%を認める。

改正法施行に1年の準備期間、3年程度の経過期間を置いて、上限金利を引き下げた後、この少額短期特例措置を最大で5年の期間存続させるという内容で最大9年間は グレーゾーンが存続する。なお、見直し案により恒久化する可能性もある。

利息制限法の制限金利の元本区分を引き上げる。

などの提案がなされている。

現在、全国で300万人を超える高金利引き下げの署名がなされ、都道府県39議会、市町村880議会で「高金利引き下げの意見書」が採択された。三重県下においても県議会及び21市町議会においてこの意見書が採択された。多くの国民の声が、全国から国会に届けられている。これらの声に包含される、国民の要望の本質は、特例付の金利引下げなどではなく、利息制限法上限金利までの例外なき一律の金利引き下げである。

今般の金融庁原案は下記に列挙した問題点を含み、国民の声を無視した議論の退行であるといわざるを得ない。

2.金融庁原案の問題点

少額短期特例制度の導入について

この特例措置導入の理由として、資金調達が困難な低所得者や零細事業者への融資の途を閉ざさないためとされるが、低所得者向け貸付については、国のセーフティーネットの拡充で解決すべきであり、その施策を立案しないで放置することは政治の不作為である。また、零細事業者についても、同様の対応を行うべきであり、高金利に頼ることとなると零細事業者が元本を返済することは困難であり、脱法的借換等によって高金利の貸付が実質的に長期化することが予想される。

現在、貸金業者は当初の貸金契約締結後、追加融資や借り換え契約を定期的に行い、数年間の長期に亘って利息のみを徴収し続けている。債務者は高金利であるが故に元金を返済することができず、やがては利息の返済にも窮するようになり、多重債務に陥っている。少額短期特例制度においても、貸金業者は一定期間の少額短期を名目とし、実質は借り換えによる期間延長によって、長期間に亘り高金利を取り続ける事が可能となり、金利引き下げが「骨抜き」になることは必至である。

また、新規顧客が少額短期特例の対象となることから、貸金業者間で顧客の囲い込み、争奪がはじまり、顧客を離さないための無用な貸付け、借り換えを誘発しかねない。

少額短期特例融資のような「例外」として設けた措置が、「例外」でなく、常態化するという事態は、貸金業の歴史では当たり前のように起こっており、当会はこれらの例外を設けることに断固反対する。

法改正から3年間の経過期間を置くことについて

これらの経過期間は、高金利問題の抜本的解決を目指し、「違法金利撤廃」を検討している昨今の議論とは全く相容れない。改正法施行までの期間と少額短期特例措置(5年間)とを合わせて最終的に9年間もの長期に亘り、最高裁判決で明確に否定された「違法金利」を暫定的に認めることとなる。

このような事態は、高金利を借り手側に長期に亘って許容せよと宣告するに等しく、 借り手側が本来求める解決からはほど遠いものである。

利息制限法の元本区分の変更について

現行利息制限法は元本「10万円未満」で年利20%、「10万円以上100万円未満」で18%、「100万円以上」で15%を制限金利としている。この区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げるとする原案が実施されれば、消費者金融の貸付の大半を占める50万円未満の貸付については事実上の金利引き上げとなる。

一般的な国民の生活水準では、現状の利息制限法所定利率でもまだ高利であり、法制 定時に比較してはるかに低金利となっている市中金利水準との調整も行わず、元本区分 の増額のみを行うことは、元本区分の変更に名を借りた利息制限法に関する上限金利の 事実上の引き上げとなり、多重債務被害の解決を目的とした今次の法改正には完全に反 するものである。

以上の理由により、当会は、各政党、国会に対して金融庁のこれらの提案について強い懸念と反対の意思を表明するものである。